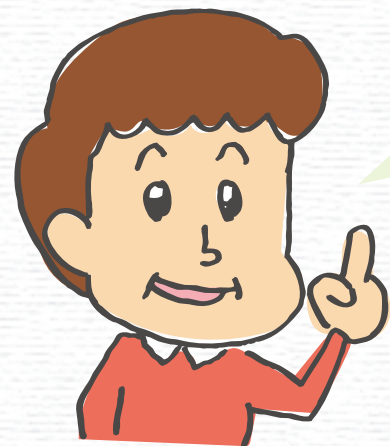


じんけん



こどもたちの明るい
未来のために



差別をなくす
ための教育や啓
発ってどんなこ
とをしているの
かな？

👉 P25へ

人権が
守られる社会へ
P23~

部落差別
(同和問題)
P4~

こどもたちは学校であらゆる差別の解消
に向けて学んでいきます。**その学びの支えと
なるのが大人の認識ではないでしょうか。**

わたしたち大人が人権について正しく知
り、自分の問題としてとらえ、家庭でも話題
にしていくことが「こどもたちの明るい未
来」へのスタートなのです。

女性
P8~

もくじ
人権入門
P1~

様々な
人権問題
P17~

外国人
P16~

子ども
P9~

高齢者・
HIV感染者・
ハンセン病回復者等
P15~

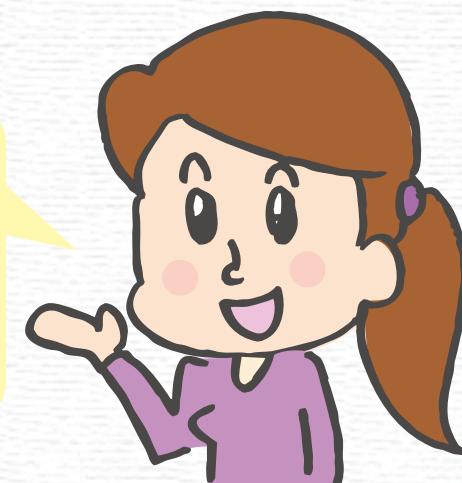
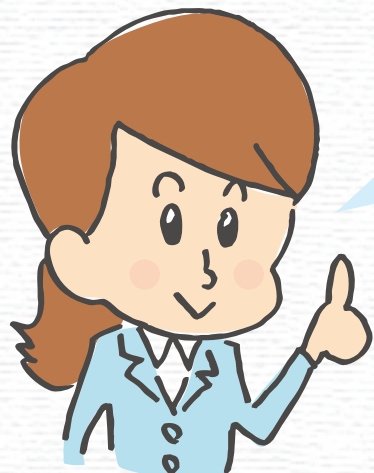
障がい者
P12~

「性の多様性」につ
いて最近よく聞くけ
ど、詳しいことが分か
らないの。
「SOGIE」って何？

👉 P18へ

「子どもの人権」
についてこどもと
話そうと思うから、
詳しく知りたいな。

👉 P9へ



人権入門

思い込みや決めつけ

チャレンジ

富士山の絵を描いてみましょう！



3ページの下段にある「富士山の写真」を見てみましょう。みなさんがイメージした富士山より実際は、平べったい、横長いと感じませんか。わたしたちは、富士山は日本一高い山ということから、つつい上に伸びるようなイメージをもっているのかもしれませんが。それは富士山に対する思い込みとも言えます。もちろん富士山への思い込みは偏見や差別につながることはありませんが、日常の中に、思い込みや決めつけはないでしょうか。例えば「□型と△型は相性が悪い」「高齢者は地味な格好をすべきだ」「男なのに…、女なのに…」と言った思い込みや決めつけは、場合によっては偏見や差別につながる可能性があります。

もう一度、自分の中にある「当たり前」を見直してみませんか？

差別とは —差別に気づくための「ものさし」—

大分市では、2004(平成16)年12月に策定した「大分市人権教育・啓発基本計画」(2017(平成29)年4月改定)に下のような重要課題を位置づけ、差別の解消に向けて取り組んでいます。

いずれの人権問題についても、共通する「ものさし」があります。それは、生まれ、性別、年齢など「本人に責任のないこと」「努力で変えられないこと」によって被害を受け、苦しんでいる人がいるということです。

つまり、「それはその人の責任なの？」「それはその人の努力で変えられることなの？」と日頃の言動を見つめ直すことで、「自分が傷つけられている」あるいは「人を傷つけている」ことに気づきやすくなり、自分やまわりの人の人権を守ることにつながります。

差別はする人がいるから起こります。差別される人には何も責任はありません。しかし、このように共通点に着目することで、差別に気づくための大切な「ものさし」が見えてきます。



人権とは…

誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きる権利です。

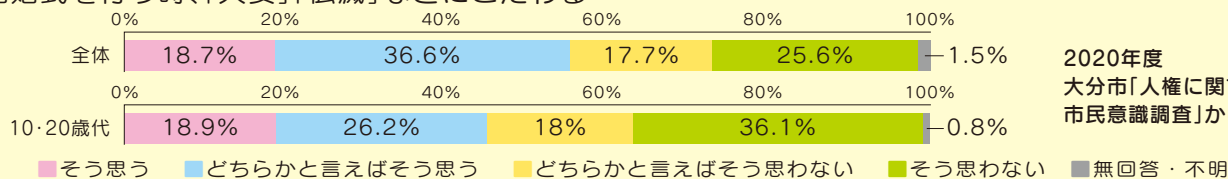
そして、その権利を侵害するのが差別です。

差別をなくすために、こどもたちの明るい未来のために、人権感覚を豊かにし、常に学び続けることが大切です。

差別を生み出すもの① -昔から…みんなが…-

日本には、古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたの考えにより近いのはどれですか

結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわる



2020年度
大分市「人権に関する
市民意識調査」から

六曜

「祝い事」を行う時、「大安」などを選ぶ習慣があります。

2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」において、『結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわるか』との問いに、「そう思う」は18.7%であったのに対し、「そう思わない」は25.6%でした。また、10・20歳代の「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答した人を見ると、全体より10.8ポイント高い54.1%であり、若い人ほどこだわらない傾向が強いことも分かりました。

六曜は、日の順番を表すものとして考えられたと言われており、旧暦の各月1日は固定されています。例えば旧暦の1月と7月の1日は先勝となっており、先勝の次からは、友引、先負、仏滅、大安、赤口、先勝…と、同じ順序で繰り返すようになっています。

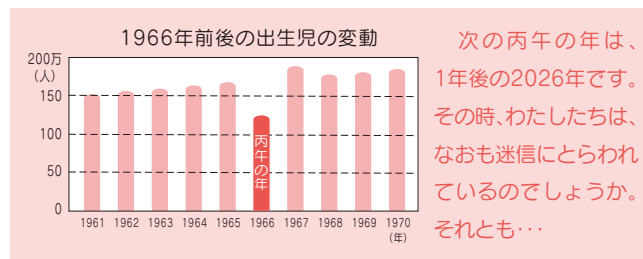
この六曜は鎌倉末期から室町時代にかけて中国から伝わったとされていますが、もともと日の吉凶を示すものではありませんでした。当初、「仏

滅」は「空亡」と表現されており、ただ単に「よくない」という意味に過ぎず、現在の「仏滅」という表現とは似ても似つかないものだったといわれています。同様に「友引」についても文字の組み合わせから受けとる感じにとらわれ、本来もっていた意味が時代とともに変化してきました。明治時代に入ると新政府は、従来の太陰暦を太陽暦に変更するにあたり、日の吉凶を迷信として否定する方針を打ち出しました。しかし、このような禁止令にもかかわらず、暦に記入され続け、今日に至っています。一般的には仏教との関係もないとされ、科学的な根拠もありません。なお、現在の中国では全く使われていません。

丙午迷信

丙午は、干支の一つで、60年に一度回ってくる年です。「この年に生まれた女性は、男性を不幸にする」といううわさが江戸時代の中ごろから広がり、結婚できないことを苦にして自ら命を絶つ女性までいたそうです。

前回の丙午の年(1966(昭和41)年)の出生数を見ると、科学が進歩した近年でも、かなりの方がこだわって出産をひかえていることが下のグラフからもわかります。



わたしたちの身のまわりには、様々な慣習があります。多くは、幸福を願い、不幸を避けようとする意識に基づく自分を守ろうとする考えによって受け継がれてきたものです。この中には、「昔から…」「みんなが…」などの理由で、こだわったり、気になったりして、避けようとする心が生まれるものもあります。その心が差別を温存・助長したり、人権侵害へとつながっていったりする場合があるのです。

一人ひとりが、「昔から…」「みんなが…」という理由だけで判断するのではなく、その根拠などを絶えず吟味しながら、様々な人の行動を認めることが、人権尊重の社会をつくることにつながっていくのではないのでしょうか。

差別を生み出すもの②

－ステレオタイプとは－

わたしたちは、特定の集団や人に対して、単純化したイメージを持ちがちです。その内容は様々ですが、例えば、「都会の人は洗練されている」といった肯定的なものから、「都会の人は冷たい」といった否定的なものまであります。このような固定化されたイメージを**ステレオタイプ**といいます。ステレオタイプは誤りに気がついたり、多様な角度から事実を知ったりすることにより修正されていきます。しかしながら、修正されなかったステレオタイプは偏見へとつながることがあ

ります。

「偏見とは、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団のもっている嫌な性質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である」(G.W.オルポート「偏見の心理」より)と言われています。そして、このような偏見が現代社会における差別を温存している1つの要因だと指摘されているのです。

－ステレオタイプが作用するもの－

つくりかえられる自分

わたしたちが他者に対して抱く期待が、現実のものになっていくという現象を自己成就予言といいます。例えば、「女性は数学が苦手である」というステレオタイプが、自身の数学に対する苦手意識をつくりあげ、数学の得点が低くなるという現象が指摘されています。さらに、遊びで血液型性格判断をしているうちに、性格がその血液型のステレオタイプに近づいてしまうという現実もおこっています。

わたしたちが、「この子はこんな子だ」というマイナスのステレオタイプを持って接すると、その子がその通りに変わってしまう恐れがあるのです。

強められる思い込み

人の記憶はあいまいなため、思い出す際に、自分自身が意味づけした内容に近い形で強調される傾向があります。

例えば、あるこどもに対して「生活態度が良い」というイメージが一旦形成されると、そのイメージに合致する情報のみが印象に残り、良いイメージが一層強調されるようになります。もし、そのこどもがイメージと合致しない行動をとったとしても、例外扱いし、イメージの悪化にはつながらないということです。

－ステレオタイプを少なくする－

ステレオタイプは、誰もが少なからずもっています。それを少なくしていくには、自分にもそのような傾向があると自覚することが必要です。

1. 批判的思考をする

「昔から…」 「みんなが…」 といって同調していると、いわば思考停止状態になってしまいます。情報として知ったことを自分自身で本当のことなのか考え確かめていくことが大切です。

2. 多様性を認める

自分に様々な面があるように、相手にも様々な面があるものです。一面だけを見て相手を判断するのではなく、いろんな視点から見て考えることが、相手への理解を深めることにつながります。

3. 想像力をはたらかせる

「一番伝えたいことは、一番言えないこと」という言葉があります。想像力をはたらかせ「もし自分だったら」と相手の立場になって考えることで、相手への接し方も見えてきます。そして、そのことがより良い人間関係づくりにつながっていくのです。



実際の富士山の写真(静岡県富士市提供)

ここからは、さまざまな人権問題について考えていきましょう。

現在もなお存在する差別 ― 部落差別（同和問題） ―

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。

明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、生まれた場所や住んでいる場所などの理由で差別が現在も続いています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965（昭和40）年「同和对策審議会答申」から

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、被差別部落出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがありました。被差別部落出身者と分かれると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、被差別部落出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。被差別部落に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、被差別部落出身であるという理由だけで不採用とする理不尽な差別選考が行われ、若者たちの夢を奪ってしまう事件が起きていました。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正（1976（昭和51）年）により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社をこえる企業が購入していたことが1975（昭和50）年12月の人権週間のさなかに発覚した。

部落差別解消推進法の施行

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条(目的)、第二条(基本理念)で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の2点です。



部落差別解消推進法

★現在もお部落差別が存在する

「ない」のではなく「見えにくい」

部落差別の存在を誰よりも実感しているのは、被差別部落出身者です。そのように考えると部落差別の存在について、多くの人の共感を得る最も効果的な方法は、「被差別部落出身者が差別の現状を訴える」ことと考えられます。

しかし、「差別にあったことを友だちに相談したいが、自分が被差別部落出身であることをカミングアウトすることにもなるので、できない」、「親を悲しませるから差別にあったことを言えない」、「自分の経験や思いを伝えたら、後々差別的なうわさになり、自分や家族がさらに差別を受けるかもしれない」などの声があります。部落差別の現状を正しく認識してもらいたいという思いと、当事者として訴えることによって受けるかもしれない新たな差別のリスクを天秤にかけた時、多くの当事者はそのリスクの前に立ちすくんでしまうのです。

厳しい部落差別の現状が、当事者が訴えるという行為をねじ伏せるのです。その結果、多くの人が「部落差別を受けたと聞いたことがない」と捉え、そして、「もう部落差別なんて存在しない」と思い込んでいくのです。部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけなのです。

部落差別は過去の問題であるというような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。

★情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

インターネットは、わたしたちの生活を飛躍的に便利にし、欠かせないものとなりました。しかし、インターネットの世界にも部落差別が存在する現状もあります。

「全国部落調査」復刻版出版事件

2016(平成28)年、ある出版社が、全国の被差別部落の所在地などを掲載した「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告したり、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開したりする差別事件が起こりました。2023(令和5)年6月28日、東京高等裁判所は判決で「人生に与える影響の大きさやネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは差別されない権利の侵害にあたる」と指摘し、書籍やサイト上で地名などの情報を一切公表しないよう命じ、差別されない権利を認めました。

そして、2024(令和6)年12月に最高裁判所が上告を棄却したことから、差別されない権利を認めた二審東京高等裁判所の判決が確定しました。

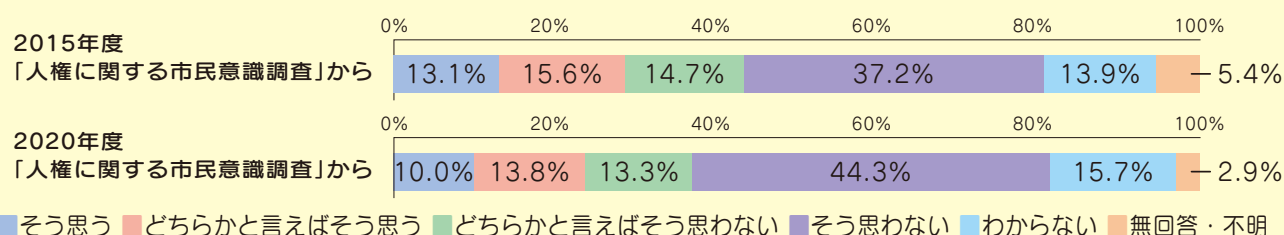


部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

「寝た子を起こすな」論 ～「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」って本当?～

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく



「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は5.7ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、いわゆる「寝た子を起こすな」論を肯定する人の割合は減少しています。

しかしながら、23.8%の人が「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」と今もな思っているのです。この「寝た子を起こすな」論の根底には、「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「もう部落差別はない」という考え方があります。しかし、部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけで、現在もなお存在するのです。

部落差別が存在することを前提に、「寝た子を起こすな」論の誤りについて考えなければなりません。

自分の身に置きかえて想像すると ～差別があるのにそっとしておくということは～

現在も差別があり、苦しんでいる人がいます。そっとしておけばいいという考え方は、その人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。それが、どれほどひどいことかは言うまでもないことです。もし、自分のこどもや孫が、「いじめを受けている」と訴えてきたら、わたしたちはどうするでしょうか。「時間が解決するから、そっとしておけばいい」とは答えないはずです。もし自分がこのように助けを求められたら、きっと、いじめをなくすために何かしらの行動を起こすはずです。そっとしてはおけないのです。部落差別についても、同じことです。一分一秒でも早く、部落差別をなくすための行動が必要なのです。

そっとしておいても差別はなくなるしない ～差別を許さない・なくす行動へ～

部落差別の解消を阻んでいる原因のひとつに根強く残る偏見があります。そして、部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と書かれたように、インターネット上には悪意のある情報が流されている現状があります。今後、その偏見を修正し、悪意のある情報をうのみにしないためには、そっとしておくのではなく、部落差別について「正しく知る」ことが欠かせないのです。こどもが「知る」ための出会いは、家庭や学校が大きく担っていると言えます。その出会いのもと、部落差別を許さない人権意識の確立が図られていくのです。

以上のことから考えても「寝た子を起こすな」論は間違っていると言えるのです。

部落差別の歴史 ～解放へのあゆみ～

部落差別をなくすためには
歴史を知ること大切です。

時代		トピックス	キーワード																				
中世	鎌倉	「キヨメ」から「 せんし 賤視」へ	被差別部落の始まりはおおよそ11～12世紀と言われ、中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。																				
	室町	日本文化の創始者	能楽や日本庭園は、伝統文化で、能楽と言えは観阿弥、世阿弥が有名です。また、善阿弥は庭造りの名手でした。これらの人々は河原者の出身ですが、将軍などから保護を受けて活躍しました。また、戦乱の世の中で需要が高まった皮革産業も「かわた」と呼ばれた人々が担いました。																				
	安土桃山	縛られた身分	太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になって武士と百姓、町人に大きく分けられ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ様々な束縛を受けました。																				
近世	江戸	差別の強化	～医学の発展を支えた人々～ おぼま 小浜藩(福井県)の医者 すぎた 杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろきました。また、このとき実際に解剖を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。  解剖の様子(想像図)																				
		差別への抵抗	江戸時代の中頃、武士を中心とした仕組みが揺らぐ中、幕府や藩は、村人の離村の制限をしたり、生活を切り詰めさせたりしました。圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して抵抗しました。杵築藩では、1805年に浅黄半襟掛け拒否逃散一揆が、また1856年には岡山藩で洪染一揆が起こり、差別政策を撤回させました。																				
近代	明治	解放令	1871(明治4)年にいわゆる「解放令」が出ました。政府は、差別をなくすための政策をとらず、実際には職業、結婚、住む場所などに差別が根強く残りました。																				
	大正	「人の世に熱あれ、人間に光あれ」	1922(大正11)年3月3日、京都で全国水平社が結成されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれ、日本最初の人権宣言と言われる水平社宣言が読み上げられました。																				
現代	昭和	戦後の部落解放運動	部落差別(同和問題)を解消するための法律等 <table><tr><td>1961</td><td>●同和对策審議会設置</td></tr><tr><td>1965</td><td>●同和对策審議会答申</td></tr><tr><td>1969</td><td>●同和对策事業特別措置法</td></tr><tr><td>1982</td><td>●地域改善対策特別措置法</td></tr><tr><td>1987</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</td></tr><tr><td>1996</td><td>●人権擁護施策推進法</td></tr><tr><td>1997</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表</td></tr><tr><td>2000</td><td>●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</td></tr><tr><td>2002</td><td>●人権教育・啓発に関する基本計画の策定</td></tr><tr><td>2016</td><td>●部落差別の解消の推進に関する法律</td></tr></table>	1961	●同和对策審議会設置	1965	●同和对策審議会答申	1969	●同和对策事業特別措置法	1982	●地域改善対策特別措置法	1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	1996	●人権擁護施策推進法	1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表	2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定	2016	●部落差別の解消の推進に関する法律
	1961	●同和对策審議会設置																					
	1965	●同和对策審議会答申																					
	1969	●同和对策事業特別措置法																					
	1982	●地域改善対策特別措置法																					
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律																						
1996	●人権擁護施策推進法																						
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表																						
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律																						
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定																						
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律																						
		「同和对策審議会答申」																					
	平成																						
		「部落差別解消推進法」へ																					
	令和																						

自分らしい人生を送るために－女性の人権問題－

法律や条例も変化を・・・

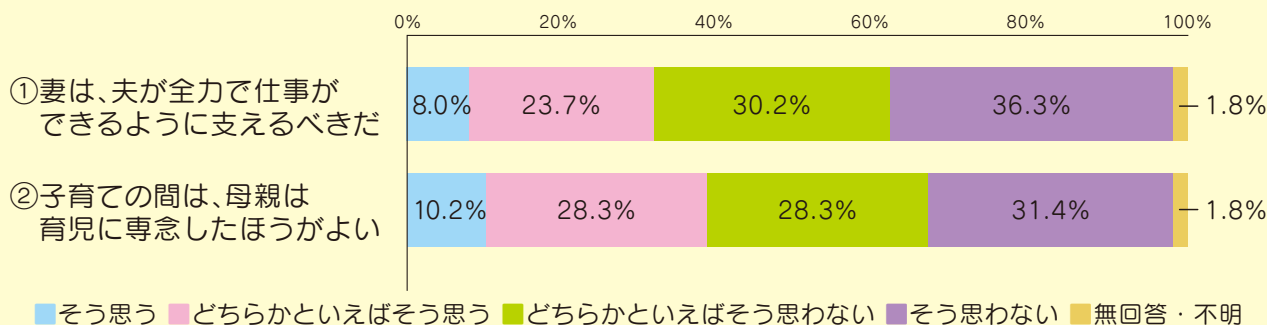
1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行されました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」、2021(令和3)年6月には「育児・介護休業法」が改正され、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策に加え、2022(令和4)年4月からは段階的に育児休業の分割取得や産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設、個別周知・意向確認など、事業主には男女とも仕事と育児を両立できるような雇用環境の整備等の措置を講じることが義務付けられました。さらに仕事と介護の両立支援制度の強化などの改正法が2025(令和7)年4月から施行されています。

性別で役割分担？

あなたは、次の①～②について、「主に女性がすべきである」という考えについて、どう思いますか



2020年度「人権に関する市民意識調査」から

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

「人権に関する市民意識調査」の結果から、31.7%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と思っており、38.5%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることが分かります。最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。このような社会では、結婚や子育てにおける個人の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」をもつことも難しくなっていきます。

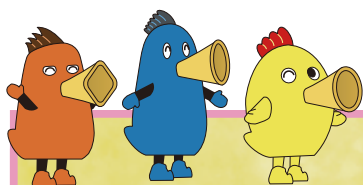
そこで今、誰もがやりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間ももてる、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現が求められています。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができるような社会の実現に向けて行動することが大切ではないでしょうか。

一人ひとりを大切にー子どもの人権問題ー

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化していることに伴い、児童虐待^{ぎゃくたい}、ヤングケアラー、貧困など、こどもを取り巻く環境も厳しさを増しています。

そこで、2023(令和5)年4月1日「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトに掲げ、こどもの最善の利益を第一とした政策を進めていく「こども家庭庁」の発足に合わせ、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護^{ようこ}が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進する」ことを目的とした「こども基本法」が施行されました。



こどもは権利の主体です!!

★『こども基本法』の6つの基本理念（引用元：こども基本法とは？ こども家庭庁）



- I すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- II すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- III 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- IV すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- V 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- VI 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こどもは大人から保護される、教育される存在という考え方が強くなると「こどもは大人の言うことを聞かなければならない」という意識になり、それが態度にあらわれると、こどもの人権侵害につながることがあります。確かに、こどもとして守られる権利はありますが、「こども基本法」が示す、こどもが意見を言えるためには、まず、**こどもの声を聴くこと**が重要なのではないのでしょうか。だからこそ、わたしたちの中にあるこどもに対する考え方もまた、変えていく必要があります。

こどもの人権問題の解決には、**こどもが権利の主体として尊重され、自身^{ほこ}に誇りを持てること**が必要です。そのためには、すべてのこどもが個人として尊重され、差別的取扱いを受けることがないよう、こども一人ひとりの基本的人権を保障する取組を社会全体で進めていくことが大切です。



こども基本法



「勇気の光」大分市人権
フォトコンテストの入選作品

こどもを取り巻く現状

クラスにいつもいじめられている子がいた。なぜいじめられるようになったのか、いつからいじめられているのか、わからない。「いじめのやめようよ」と言いたい気持ちもあったが、自分だけいい子ぶっているように見られて、わたしがいじめられるのではないかな……。そう考えると、何も言えなかった。だから、みんなが避けているとわたしも一緒になって避け、悪口を言っている時には、一緒になって悪口を言っていた。「わたしがいじめられないため」にわたしはみんなと一緒にのことをしていた。あの子はいつも悲しそうな顔をしていたことを覚えている。

ある日、クラスの何人かの子があの子の机に落書きをしていた。わたしはその時も止めることができなかった。放課後、忘れ物をしたことを思い出し、教室に入るとあの子がいた。入って来たわたしに気づき、わたしの方を向いた。あの子は泣いていた。そして、机の落書きを消していた。どうしていいかわからなかったわたしは、急いで忘れ物をとると、「バイバイ」とだけ言って、教室から出て行った。

どういう気持ちで落書きを消していたのか、何を思っていたのか、初めて本気であの子の気持ちになって考えたら、涙があふれてきた。

いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。2023(令和5)年度に文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめ認知件数は前年度より7.4%増加し、全国で70万件を超えています。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人の個性をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、こどもが直面する場面により変化します。さらに、人間は誰でも個性があり、人それぞれで同じ人はいません。したがって、攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単にこどもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべてのこどもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

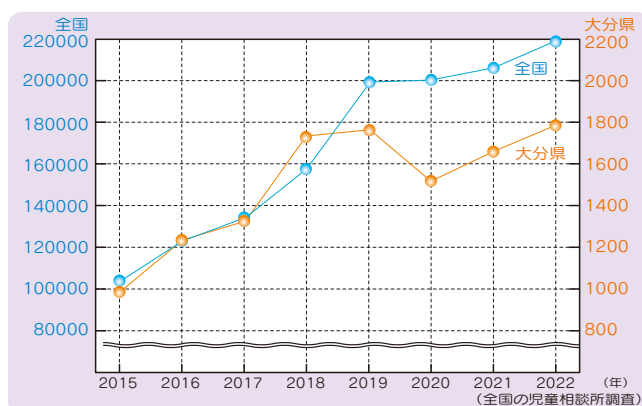
虐待とは？

虐待の種類

- **身体的虐待**
殴る、ける、つねる、戸外に放置するなど
- **ネグレクト**
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えないなど
- **性的虐待**
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せるなど
- **心理的虐待**
ふるまいや言葉による虐待など

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

虐待に関する相談対応件数の推移



「虐待かも…」と思ったら

こどもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするために、**189(いちはやく)**番へ電話をし、相談することができます(通話料無料)。近くの児童相談所へつながります。

児童福祉法第25条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。



check

知っていますか？ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどものことをヤングケアラーといいます。厚生労働省と文部科学省が2020(令和2)年12月に初めて実態調査を行いました。その結果、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおおよそ24人に1人でした。世話にかけている時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間でした。1日に7時間以上を世話に費やしている生徒が、1割を超えていたということもわかりました。

豊かな心を育てるために

自尊心を育む

わたしたちは、世界にひとりしかいない自分自身を、かけがえのない存在であると自覚することが大切です。この自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にする気持ちを**自尊心**といいます。

失敗もするけれど、完全ではないけれど、精一杯生きている自分を受け入れることができたとき、他の人の不完全さや、失敗も受け入れることができます。

そのため、自尊心はすべての人の人権を尊重する基本となる意識であると言えます。自尊心は、こどものころから育まれると言われていきます。特に、自分の身近な人が自分を認めてくれる、自分の気持ちをわかってくれるという感覚は、自尊心の基礎となるものです。例えば、幼いこどもがどんなに泣き叫んでも、そのことを丸ごと受け入れる大人の態度、「無条件の受容」が自尊心を育てていく上では欠かせません。受容されることにより得られる安心感が、その後の自立や成長に向けての重要な土台になっていくからです。



「安心」大分市人権フォトコンテストの入選作品

話を聴くことで・・・

こどもの話をゆっくりと聴いてあげたい。でも毎日が忙しく、あわただしく時間が過ぎていく中でその難しさも感じて実践できずにいる、これが多くの人の本音かもしれません。

しかし、「聴く」際に**最も大切なことは、心と体を傾けて最後まで聴くこと**だと言われています。話を途中で遮ったり、アドバイスをしたりするのではなくて最後まできちんと聴くことで、こどもの感情を理解することができるからです。そしてそれは、こどもに「自分の存在の肯定」を感じさせ、安心感を与えることにつながっていきます。さらに、安心感は、こどもに「自分は大切にされている」という気持ちを生み、自尊心を育むと言われています。

「落ち着いて話をしたり、聴いたりする」、「言われなくても進んで勉強する」、「友だちに優しくする」といった姿を大人は望み、ついこどもにそれを求めてしまいがちです。大人のゆっくりと話を最後まで聴く姿が、実はそのようなこどもの姿につながっていくということなのです。

つまり、いつでも話を聴いてくれる安心感があることで、自分で解決しようとする「自己解決能力」が発揮されるとされています。



自分らしく幸せに生きることは、みんなの願いです。しかし、虐待や体罰などにより子どもたちの心と体が傷つけられています。

子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくることは大人の責任です。そのためには、家庭・学校・地域が協力して子どもたちを見守り、思いやりの心を育てていくことが大切です。

なぜなら、子どもは、未来を託すかけがえのない存在であり、わたしたちの大切な宝ものだからです。

その人らしさを認め合う ― 障がい者の人権問題 ―

捉え方を変えることで…

社会には多様な人々がいるにもかかわらず、学校や職場、公共の施設などは多数のニーズを優先しています。そうした社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているのではないのでしょうか。

「障がい者が困難に直面するのは、社会が障がい(障壁)をつくっている」と考え、それを取り除くのは社会の責務であると捉えることにより、「障がいがあるから不便(差別される)」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想を転換してみることが大切です。

心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

最近では公共の建物にエレベーターが設置されたり、歩道には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む要因は以前と比べるとずいぶん減ってきています。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦が起きています。わたしたちの心の「バリアフリー」をめざしませんか。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

当初、「合理的配慮の提供」については、公的機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、2024(令和6)年4月1日に施行された改正法では、事業者も義務化され、**不当な差別的取扱いの禁止**とともに**合理的配慮の提供**が社会全体に求められています。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

参考：障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

〈合理的配慮の具体例〉

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

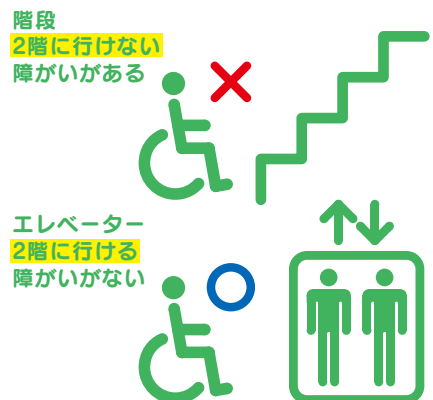
「個人モデル」から「社会モデル」へ

「個人モデル」とは、障がい者が日常生活において困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、訓練やリハビリなどによって克服するのはその人の責任だとする考え方です。

それに対して、「社会モデル」とは、社会こそが人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障がいとなっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方です。

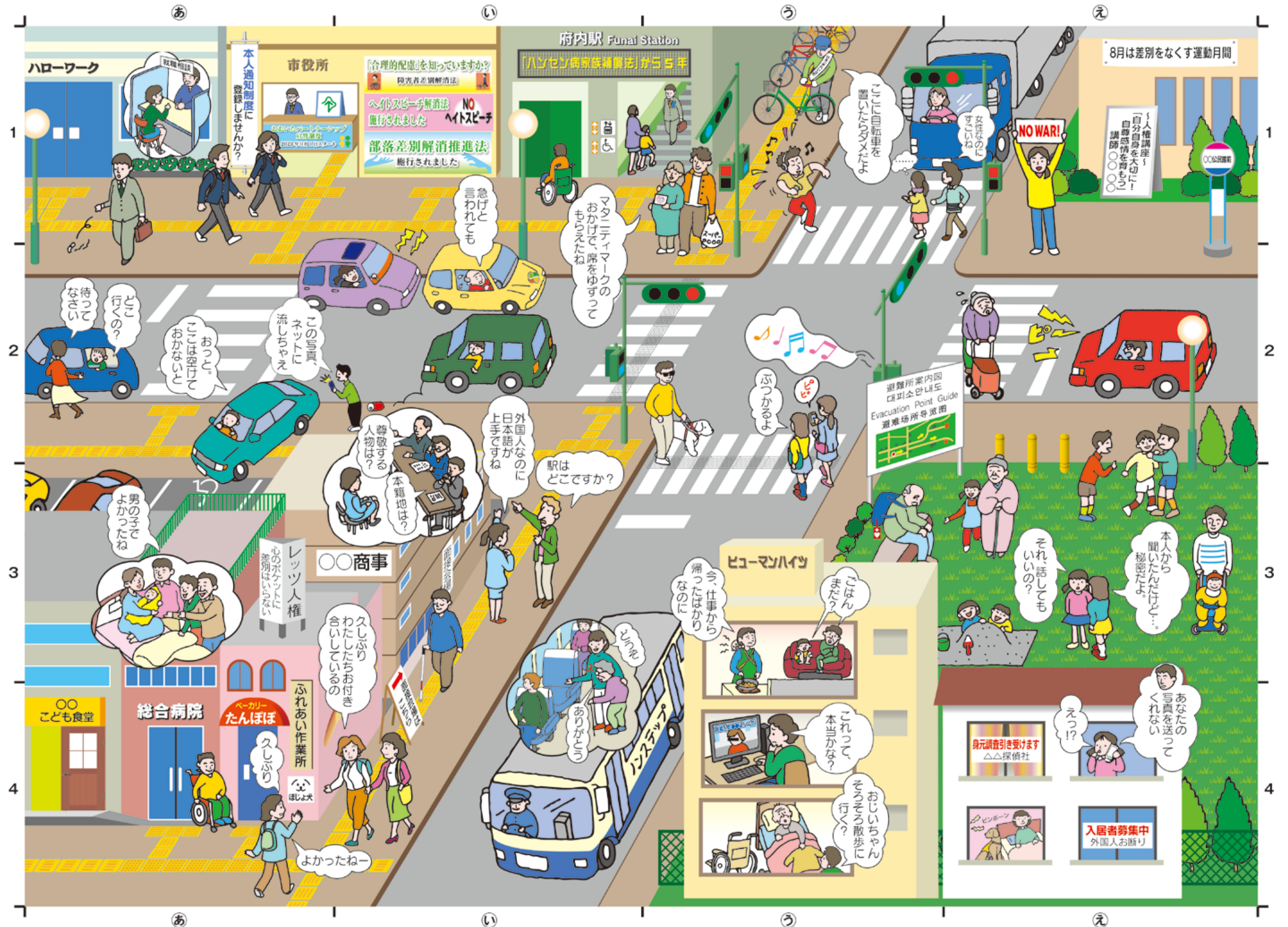
不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に社会全体で取り組み、障がいがある人もない人もすべての人にとって住みよい社会を実現することが求められています。

例えば、車いすユーザーの方が2階に行こうとしたときに…



じんけんマップ(子どもと一緒に考えてみましょう)

イラストを見て、「人権が大切にされているところ」や「人権が大切にされていないところ」を探してみましょう。



生き生きと活動できる社会に－高齢者の人権問題－

自分の問題として

核家族化が進み、地域の人間関係の希薄化が問題となっている現在社会においては、高齢者のすぐれた経験を生かした地域づくりが求められています。

高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけるのではなく、すべての人が社会を構成する一員として、生き生きと活動できるような社会づくりが必要とされているのです。わたしたちは、誰もが歳をとり、高齢者となります。高齢者の問題は、わたしたち自身の問題でもあるのです。

高齢者の経験と知恵

180万年前の高齢者の原人の遺骨には全く歯がなかったのですが、驚くことにこの原人は歯をなくした後もしばらく生きていたことがわかりました。これから考えられることは何でしょうか。現在、もっとも有力な説は、まわりの人が木の実をすりつぶして食べさせるなど「介護」をしていたということです。そこまでしたのは高齢者の経験や知恵が、自分たちの命を守ることにつながったからではないでしょうか。高齢者と交流する中で、そうした経験や知恵を学び受け継ぐことは、わたしたちや次の世代の生活を豊かにすることにもつながるのです。

隔離から共生へ－HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題－

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

しかしながら、HIV感染症やエイズについては、自分とは関係のない一部の人の病気であるという意識が根強く残っており、感染者に対する偏見・差別につながる状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。また、隔離政策が終了した後も、入所者の多くは、長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係を絶たれています。さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり問題となっています。

2019(令和元)年11月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行

され、ハンセン病患者であった者等及びその家族に対して名誉回復措置を講じるとともに、「**偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組む**」ことが示されました。

過去の反省を今に生かす

わたしたちの身のまわりには、様々な感染症があります。そして、HIV感染者やハンセン病回復者等を差別や偏見で苦しめてきた歴史があります。この過去の反省をもとに、あらゆる感染症において、わたしたちは感染者だけでなく、医療従事者及びその家族等に差別や偏見、嫌がらせなどで苦しい思いをさせないようにしなければなりません。

不確かな情報やフェイクニュースがあふれている現在、情報を見極める力が求められています。誰もが不安な思いでいる時こそ、まずは立ち止まって冷静に「これは本当なのだろうか？」と問い直すことが大切です。そうすることが、差別をなくす行動へとつながっていくのではないのでしょうか。



文化や習慣の違いを越えて－外国人の人権問題－

チャレンジ

こんな相談を受けたとき、あなたなら何とこたえますか？

マンションの隣の部屋に引っ越してきた人、外国人らしいんだ。なんか不安だね

ネットを見ると、生活習慣の違いから起きたトラブルについて書かれていたから…



お互いを認め合うことから

文化や習慣の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場で入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域に馴染めないなどの問題も起こっています。

文化や習慣に違いがあるのは当然のことです。大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントがたくさん開催されています。このようなイベントをきっかけにして、日本の文化を紹介するとともに、外国の文化や習慣に触れ、お互いに理解していくことが、共に生きる社会へとつながっていきます。

ヘイトスピーチのない社会の実現のために

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するようなヘイトスピーチ(憎悪表現)が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ね」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイのこども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣行動は、周囲や関係者に不安

感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～2010年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、「日本も批准している『人種差別撤廃条約』で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてです。

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。

大分市においては、目立った街宣活動などは見られませんでした。2018(平成30)年12月、大分市に住む人が川崎市に住む在日コリアンの中学生に対してのインターネット上におけるヘイトスピーチにより侮辱罪で起訴され、処罰・過料命令を受けるということがありました。

一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。

様々な人権問題

情報に振り回されないためにーインターネットによる人権問題ー

インターネット上では、趣味や属性が近い人たちが集まりやすくなります。

これはインターネットの良さですが、こういった集まりでは、自分と同じような意見の人々だけでの会話が繰り返されていくため、その意見が「正しい」と思い込んでしまったり、異なる意見を受け入れなくなったりして、考え方や価値観が偏ってしまうことがあります。これを「エコーチェンバー現象」と言います。

この現象の中では、フェイクニュース(悪意を持って、読んだ人たちをあおるために作られた情報)だったり論理的に考えておかしいことだったりしても、「正しい」と思い込み、自分たちの意見を理解しようとしないうる人や社会への反発心を溜め、集まりが熱を帯び、攻撃的になっていく場合があります。

また、デマや差別、あるいは攻撃的な言動に同調して、自分の不安や不満を解消しようとすることがあり、事実確認をせずにあいまいな情報を拡散させてしまう恐れがあります。不安が蔓延する社会では、誤情報がきっかけで誰かを傷つけることになるのです。

また、誰でも簡単に情報を発信し広く公開することが可能な中で、誹謗中傷により個人を攻撃したり、企業のイメージを壊すような書き込みをしたりすることも深刻な問題となっています。このような状況に対処するため、国は2024(令和6)年5月に、いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」(2025年4月1日施行)を成立させ、大規模なSNS事業者に対して、誹謗中傷などの有害な情報を削除する義務を負わせるなど、インターネット上の法的なルールづくりに取り組んでいます。

自分でも気づかないうちに差別の加害者や被害者になる可能性があることを知るとともに、インターネットと適切な距離を保つことも大切になってきます。

インターネットが生活を便利に！

・・・ 新たな人間関係づくり・・・

【知らない人とも】

趣味や好きなことが同じ人が集まる機能を使って……

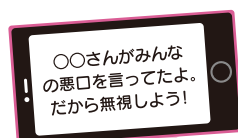


【昔の仲間とも】

同じ小学校や中学校の卒業生が集まる機能を使って……



一方で…



こんな情報に出会ったら



大切なのは



「本当なのかな？」と疑ってみること。これが大事なんだね。



情報に振り回されないためにも

「ちょっと立ち止まって考えること」をぜひご家庭でも話してみませんか？

性の多様性を考えるー性的少数者の人権問題ー

性のありようについて社会的には少数派となる人たちのことを「性的少数者」といいます。性的少数者の総称の一つとして「^{エル ジー ビー ティー} L G B T」があります。それらは、一般的に次のことをさしています。

L:女性の同性愛者(レズビアン) B:両性愛者(バイセクシャル)
G:男性の同性愛者(ゲイ) T:こころの性とからだの性の不一致(トランスジェンダー)

性的少数者の人権を保障するために個別の支援は当然必要です。しかし、刷り込まれた^こ偏見や決めつけのために当事者が好奇の目で見られたり、からかわれたりすることから、周囲に打ち明けられない現実もあります。

「^{ソジ} LGBT」から「^{ソジ} SOGIE」という考え方へ

「^{ソジ} SOGI」とは、Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)の頭文字を取った総称です。2006(平成18)年以降、国際連合の諸機関で広く用いられている概念です。2016(平成28)年に文部科学省が出した文書の中でもこの表現について記されています。現在は、Gender Expression(性表現)を加え、「^{ソジ} SOGIE」という総称が広がってきています。

性的指向とは…「好きになる性」と呼ばれることもある。人の^{れんあい}恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性自認とは…「こころの性」と呼ばれることもある。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。
性表現とは…「見た目の性」と呼ばれることもある。服装などの身に付けているものや仕草、言葉づかいなどを示す概念。

「SOGIE」は、好きになる性(性的指向)やこころの性(性自認)、性表現という誰にでもある構成要素に着目することで、**自分には関係のない話ではなく、誰もが当事者(自分自身の問題)**と捉えやすくなり、性の多様性を認め合うことにおいて重要な概念と言えます。

2023(令和5)年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした、「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**」(LGBT理解増進法)が制定されました。

チャレンジ

こんな相談を受けたとき、あなたなら何とこたえますか？



最近好きな人ができて、でもその子、女の子なんだ...わたし変なのかな？



check おおいたパートナーシップ宣誓制度

2023(令和5)年9月1日、誰もが暮らしやすい地域社会につなげるため「おおいたパートナーシップ宣誓制度」が導入されました。一方又は双方が性的マイノリティのお二人が、お互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、大分市が宣誓の事実を認めるとともに受領証等を交付する制度です。法的拘束力はありませんが、宣誓することにより、一部の行政サービスが利用可能になります。



「貧困の連鎖」を断ち切る – こどもの貧困の問題 –

近年、こどもの貧困については、日本における重要な課題であるとされています。厚生労働省が実施した2022(令和4)年の調査結果では、8人に1人が、そしてひとり親世帯の約半数が貧困という結果でした。貧困は経済的困難から衣食住が不十分となるだけではありません。親のこどもに接する時間の減少をもたらし、こどもの自己肯定感の低下や孤立感、不安感の深まりを生むと言われています。さらに、このことが学力の低下、不安定な就職につながり、結果的に低所得に陥るといって「貧困の連鎖」を引き起こすとも指摘されています。

そこで国は、2014(平成26)年に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を、2019(令和元)年に改正し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施し、現在から将来にわたり、すべてのこどもたちが夢や希望を持てる社会をめざして、必要な環境整備と教育の機会均等を図る貧困対策を推進しています。

わたしたちのすぐ隣に貧困の現実があります。こどもは親を選ぶことができません。親の貧困がこどもの将来の貧困につながるのであれば大きな問題です。「責任は親にある」との声を聞くことができますが、その親自身も貧困を受け継いでいる可能性があるのです。様々な社会的要因があることを踏まえ、貧困を当事者だけの責任とするのではなく、一人ひとりの問題として考え行動していくことが、「こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されない」社会の実現に欠かせないのです。



check

大分市には就学援助制度、奨学金制度があります。



会いたい!ただ一つのねがい – 拉致問題 –

拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991(平成3)年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けていましたが、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010(平成22)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006(平成18)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。

戦争は最大の人権侵害 – 戦争と人権 –

日本は、第二次世界大戦(太平洋戦争)において、広島・長崎への原爆投下、沖縄への上陸攻撃など、数多くの犠牲者を出し、ようやく終戦を迎えました。悲惨な経験を糧に「二度と過ちは犯さない」という信念のもと、「戦争」のない社会を創りあげてきました。しかし、世界を見てみると、民族や宗教間での対立や偏見・差別が存在し、そのことが新たな紛争を引き起こしているという現状があります。

2022(令和4)年の2月にロシアがウクライナに侵攻して3年が過ぎました。さらには、イスラエルとハマスの紛争もはじまるなど、不安定な現状があります。最大の被害者は、そこで暮らす住民です。自由に生きる権利や好きなところに住み続ける権利、さらには、尊い命までもが奪われています。

戦争は「最大の人権侵害」です。



今、わたしたちにできること – 災害と人権 –

2024(令和6)年1月1日、最大震度7を観測した「能登半島地震」が発生しました。災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場を奪い、また情報不足やデマによる人権侵害が生じるなど、被災地は大きな被害を受けます。

それにもかかわらず、わたしたちの記憶は時間とともに薄れ、どこか他人事になっていく傾向があります。だからこそ、わたしたちは被災地の「先が見えない過酷な生活の実態」や「声にならない現場の悲痛」等を被災地の声として知っていくこと、知ろうとしていくことを忘れてはなりません。

避難所では・・・

- お母さんが、赤ちゃんの夜泣きがうるさくて眠れないと他の人に怒鳴られた。
- 耳の聞こえない人が、ご飯の知らせを含めて情報が伝わらないので困っている。
- 生理用品や女性用下着が物資で入ってきたが、男性だけが物資担当になっていて、もらいに行きづらい。また、体力のある人が先に物資をたくさん持って行ってしまう高齢者など体が不自由な人がもらい損ねている。

あるテレビ番組から・・・

- 先日、被災直後から避難所にいる障がいのある人たちの状況について報道がされていました。自閉症の息子と避難している母親が「もう、いっぱいいっぱいです。どうしていいかわからない。皆ともういられない。迷惑をかけてしまうし、理解してもらえないし、どこかに行けと言われても行くところもない・・・」と涙ながらに語っていました。

ニュースや新聞等の報道では、このような困りや辛さだけでなく、被災者同士が共に支え合いながら避難生活を送っている様子や多くのボランティアによって被災者支援が行われている様子も報道されています。

わたしたちは、このような事実を知り、「日常生活」が当たり前ではないことを振り返るとともに、被災地に思いをよせ「自分に何ができるのか」を考え続けていくことが大切です。

差別をなくす取組の中で

差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護^{ようこ}に深く結びついていきます。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

教科書の無償配布^{むしょう}

差別により苦しい生活を強いられた被差別^{ひさべつ}部落の親たちにとって、こどもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでした。高知県のある地域の親たちの「せめて教科書だけでも無償に」という切なる願いは教科書無償化運動となり、多くの人の共感を呼びました。その結果、1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償^{そち}措置に関する法律」が成立し、1964(昭和39)年から、順次すべてのこどもに教科書が無償配布されることになりました。それが今に至り、国民全体の幸せと結びついているのです。

就職^{きかいきんとう}の機会均等

1970年代は採用時に、「社用紙」といわれる履歴書が使われていました。これには、本人とは直接関係のない、家族の学歴、親の職業、家族の収入や資産といった経済力などを記入させる欄があり、それらを合否の判断材料にしている企業がたくさんありました。その結果、全国各地で就職差別事件が頻発していたため、差別撤廃運動が起こり、1973(昭和48)年に「全国高等学校統一用紙」が初めて制定されました。1996(平成8)年度からは本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除され、2005(平成17)年度からは押印不要、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、「全国高等学校統一用紙」は、より本人の能力や適性を生かせるものへと変化をしてきており、2024(令和6)年度にも改訂されています。

しかし、今もなお就職・進学の際の面接試験において世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれたこともあります。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

「全国高等学校統一用紙」は、あらゆる差別の解消に向けた取組の一つであり、こどもたちの明るい未来を保障するものです。

全国高等学校統一用紙

履歴書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな

氏名

生年月日

性別・学級

年 月 日 生(満 歳)

ふりがな

親(父)

ふりがな

連絡先

自給校

令和 年 月

高等学校卒業見込み
高等学校卒業

平成 年 月

令和 年 月

平成 年 月

令和 年 月

平成 年 月

令和 年 月

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

(応募書類 その1)

取得年月

資格等の名称

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

校内外の諸活動

志望の動機・アピールポイント

備考

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会)の協議により令和6年度改定

戸籍^{せいきゅう}の交付請求の制限

他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していたため、2008(平成20)年に戸籍法が改正されました。この改正により、「誰でも戸籍^{だれ}謄本^{とうほん}等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合が制限されました。

— 21 —

差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用し、2011(平成23)年には、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。2017(平成29)年には大分県内においても、委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得した事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯をまとめた登録もできます。登録できるのは、大分市に住民登録している人、大分市に本籍を有する人となります。

しかし、2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、本人通知制度を「知らない」が75.1%となっており、多くの人が知らないことが明らかになりました。

多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**

差別は差別する側の問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなど、感染者等が責められるという現実を見てきました。このような雰囲気、体調が悪いことを言いづらくし、感染を広げる結果にもなったのではないのでしょうか。感染者等を責めても、根本の解決にはつながらないのです。

差別解消に向けての取組は差別する側の問題であり、わたしたちみんなの課題であり責任であると言えます。何より「差別する側」にいた場合、差別することにより自分自身や家族をも不幸にしてしまうことがあると考え、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に**気づくこと**(人権感覚)、そして「差別を許さない」という思いを**行動で示していくことが大切です**。気づくためには、差別の歴史や現状、差別が起こる理由などを**学ぶこと**(知的理解)が必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、意見や気持ちを伝えあえる人間関係をつくっておくことも必要です。

登録して安心

オンライン申請も可能です
ご本人のマイナンバーカードと顔写真を登録する必要があります。

不正な手段を使い、他人の住民票や戸籍を取得し、悪用する事件が発生しています。そういった不正請求の早期発見、個人情報の不正利用防止・抑制するため、大分市では

本人通知制度
を行っています。

実施内容
本人以外の第三者に、戸籍や住民票の謄本を交付した場合は、ご本人にその事実をお知らせします。本制度をご利用になる場合は、事前登録が必要です。

登録できる方
大分市に住民登録している方・大分市に本籍を有する方

申請窓口
大分市役所・各支所の窓口か、郵送・オンラインでの申し込みもできます。※顔写真とマイナンバーカードの写しを添付する必要があります。詳しくは下記に案内させていただきます。

大分市役所 市民窓口担当 ☎097-537-5615



本人通知制度については
こちらから。
オンライン申請も可能です

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分事として感じることができます。それを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について自分自身の問題として学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。



「共に生きる」大分市人権フォトコンテストの入選作品

人権が守られる社会へ

世界の動き

エスディーゼー ス

「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」とは？

2015(平成27)年の国連総会で採択された国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざし、17の目標(ゴール)と169の取組目標(ターゲット)で構成されています。



SDGs CLUB(日本ユニセフ協会)のホームページでくわしく調べてみましょう！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(国際連合広報センターHPより)

チャレンジ

こどもと一緒に考えてみましょう。

(1) 17の目標から大切だと思うものを選んでみましょう。

(2) 選んだ目標について、特に達成したいと思う取組目標を選んでみましょう。

目標

取組目標

目標を達成するために、自分ができることは何だと思いますか？



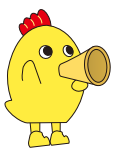
SDGsの内容はどれも「人が生きていくこと」に関連していて、人権の考え方が17の目標のすべての基礎になっているんだよ。

世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」という人権の理念が根底にあるんだ。



「世界人権宣言」1948年12月10日採択(要約版)

- | | | |
|--|---|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利 | 第13条 住む場所を自由に選べる権利 | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利 |
| 第2条 差別されない権利 | 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しむ権利 |
| 第3条 自由に安心して生きる権利 | 第15条 ひとつの国の国民となる権利 | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利 |
| 第4条 奴隷にされない権利 | 第16条 結婚して家庭を持つ権利 | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利 |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利 | 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利 | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利 |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利 | 第18条 自由に考えたり、信じた宗教を自由に選べる権利 | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利 |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利 | 第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利 | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第8条 裁判で守られる権利 | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利 | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利 |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利 | 第21条 政治や選挙に参加する権利 | |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利 | 第22条 人間らしく生きることができるよう保障を受ける権利 | |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利 | | |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利 | | |



だからこそ、わたしたち一人ひとりの小さな一歩が大切になるんだね。その行動が地球を救うことに、そして、SDGsの根底にある人権が大切にされることにつながるんだね。



【人権】 (human rights: ヒューマンライツ)
人間が人間として生まれながらに持っている権利。基本的人権。



世界各地で戦争や紛争が繰り返されている中、多くの人が戦争の犠牲者になっています。戦争は基本的人権侵害であり、一刻も早く戦争が終結するよう声を上げなければなりません。

我々、私たちは世界中の戦争や紛争の被害者を救済しています。しかし、私たちの身边でも、差別、いじめ、虐待などの被害や虐待が繰り返されています。人権はかけがえのないものであり、覆われてはいけません。世界中の人びとの人権が尊重されるよう努力を怠りません。かけがえのない命が守られるために私たちは行動していく必要があります。



check

国連人権理事会からの勧告

2023(令和5)年1月31日、国連人権理事会の作業部会において、115か国が日本に対して延べ300件の勧告を行いました。死刑制度の廃止、包括的差別禁止法の制定、ジェンダー平等、障がい者・性的少数者・少数民族などマイノリティの権利の擁護などでした。これらは多くの国が実施済みなのに日本が実施できていないものであり、世界の人権水準に照らして遅れを指摘されていることを意味しています。

大分市の人権教育の取組①

—差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例市議会で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。
- 2018(平成30)年4月に大分市は「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を、大分市教育委員会は「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定しました。
- 2020(令和2)年3月の定例市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が一部改正されました。

①学校教育の取組

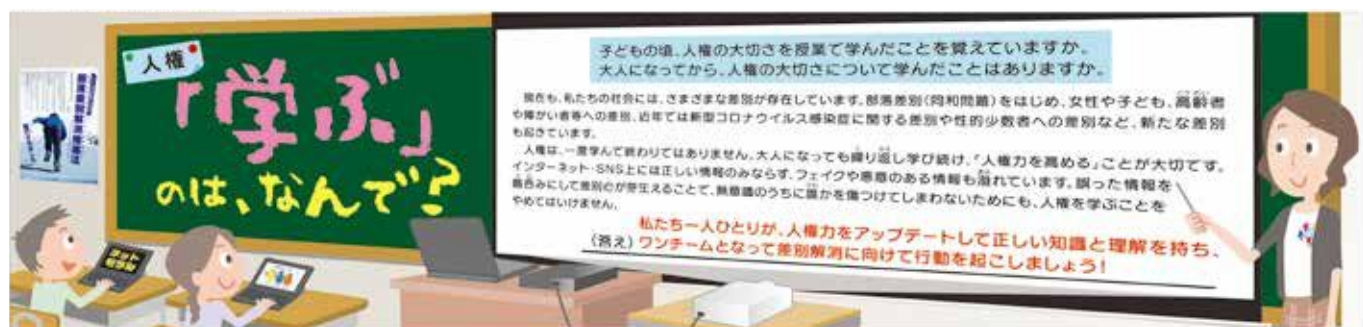
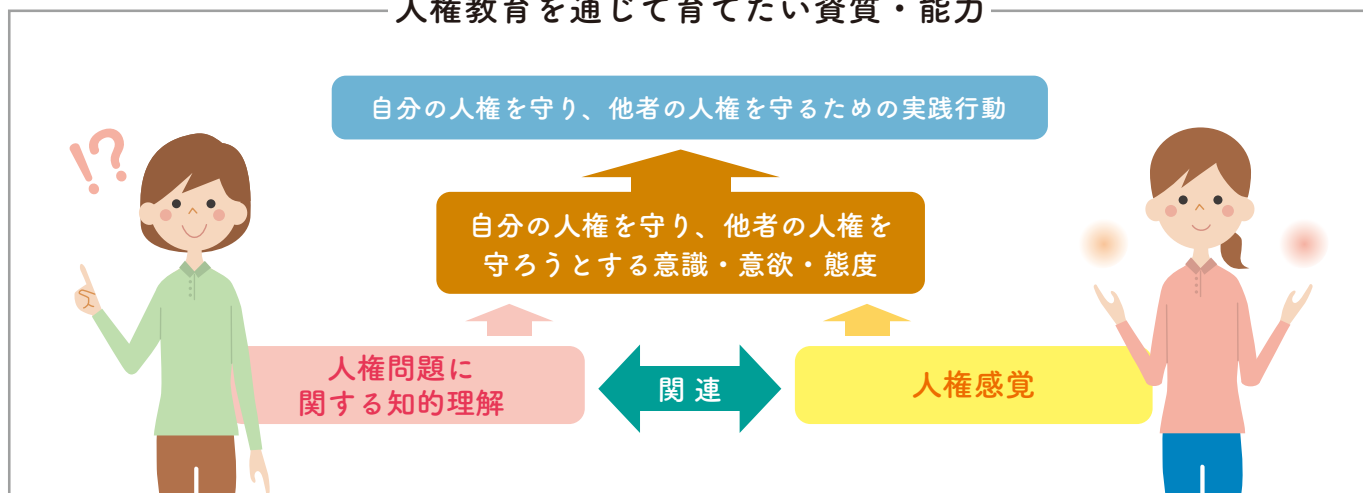
教育は、人間が人間を大切に作る営みでなければなりません。すなわち、社会の中に根強く残っているあらゆる差別の解消を図るためには、教育が大きな役割を持っています。学校教育では、差別を正しく理解し、差別をなくす意欲と実践力を持ったこどもの育成を目標の一つとしています。

その目標に向けて今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原理とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さと

ともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるようなこどもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、保護者のみなさんと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気づき、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。

人権教育を通じて育てたい資質・能力



②社会教育の取組

思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざし、「おおいた人権フェスティバル」を開催しています。年間を通じ、「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設等での啓発活動」などこどもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施しています。



おおいた人権フェスティバル



差別をなくす人権標語・ポスター展



人権講演会

③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が設立しました。この協議会は、あらゆる差別を解消するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立したものです。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少人数による地区懇談会などを実施したり、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んだりしています。



地区懇談会



夏祭りでの啓発活動



人権啓発パレード

④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となり学びを深めています。

大分市の人権教育の取組②

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

2013(平成25)年7月、ホルトホール大分(現在のJ:COMホルトホール大分)内に、人権啓発センター(愛称:ヒューレおおいた)がオープンしました。この人権啓発センターはあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進し、また人権に関する市民の交流を図るための施設です。

※愛称「ヒューレおおいた」…人権啓発の英語表記「human rights enlightenment(ヒューマンライツ エンライトメント)」の頭文字「hu」「r」「e」をとって「ヒューレおおいた」としています。

施設について 人権問題に関する相談や学習のための設備があります

【展示コーナー】

大分市の人権に関する取組や基本計画に掲げる重要課題の現状、課題等を紹介する「常設展示コーナー」や、様々な人権問題について学習する「特別展示コーナー」を設置しています。



【図書・DVD等閲覧・視聴・情報検索コーナー】

人権に関する図書やDVDなどを閲覧・視聴できます。また貸出しも行います。一度の貸出しは、図書は3冊、DVDが2枚まで。貸出期間は、15日以内です。

※貸出券の登録申請が必要です。



【福祉総合ミーティングルーム】

人権問題の学習や研修ができます。



【啓発モニター】

65インチのモニターで人権啓発DVDなどを上映しています。



事業について

人権啓発、教育に関する様々な事業を行っています

【講座・講演会】

地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした「にんげんセミナー」、中学生・高校生を対象とした「にんげん劇」(演劇等)を開催しています。



にんげんセミナー



にんげん劇

【人権相談(相談室)】

人権に関する総合的な相談窓口として、面談等による人権相談に応じています。

※毎月第1水曜日(午前10時～正午、午後1時～午後3時)は
人権擁護委員による相談も実施しています。



【学校・団体の受け入れ】

学校、各種団体等の人権教育を支援するため、DVD等を活用した研修や小中学校児童・生徒対象の体験活動、人権講話を行っています。



妊婦疑似体験



高齢者疑似体験



企業研修

人権体験学習

- 世の中には誰もが幸せに生きることができるように様々な設備の工夫(ユニバーサルデザインやバリアフリー)があることを学びました。しかし、本当にみんなが幸せに生きるためには設備の工夫に加え、私たちがお互いのことを思い、助け合っていくことが必要だということが分かりました。(小学校)
- 高齢者疑似体験をしてみて、耳が聞こえづらかったり、手足が動かしくなったりすることを実感しました。普段の生活の中で、お年寄りの方が重い荷物を持って歩いている姿などを見かけることがあります。これからは、勇気を出して「お荷物をお持ちしましょうか」と声をかけしてみようと思います。(小学校)
- これまで自分が見聞きしてきたものの蓄積が自分の中の「偏見」につながっていることもあるということを学びました。これからは、様々な出来事について、自分の中で「本当にそれで大丈夫？」と一度言い聞かせながら、冷静に判断していくよう心がけていくことが大切だと思いました。(中学校)
- これまで、自分は差別をしたことはないと思っていましたが、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)の話を聞いて、きっと無自覚に周りの人を傷つけていたのだらうと考えるようになりました。今後は、自分の中にある思い込みと向き合い、今まで以上に友だちを大切にしていきたいと思っています。(中学校)



人権講話

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号「J:COM ホルトホール大分」1階
TEL 097-576-7593 FAX 097-544-5708

○ 開館時間 午前9時～午後6時
○ 休館日 毎月第2・第4月曜日
(ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日)
年末年始(12月28日～1月3日)

バケツの話～昭和のある出来事～

中学校1年生の新学期 入学間もない生徒たち
緊張気味に先生の話聞いている

すると、突然ある男子生徒が教室の後ろにあったバケツの水を取りに行き
斜め前に座っていた女子生徒の頭の上からそのバケツの水をかけた！
騒然とする教室 慌てる先生
とりあえずその子は保健室に着替えに

その後、職員室に男子生徒を呼んで
「なぜ、あんなことをしたんだ？」と
問いただす先生
しかし、その生徒はだまってきたり、何も言わない…

小学校の先生に「あの子はどんな子ですか？」と尋ねても
「とてもいい子ですよ」と。
保護者に尋ねても「中学校に行くのをとても楽しみにしています」と。

何もわからないまま、月日は過ぎる
その後男子生徒は問題行動を起こすどころか、クラスのリーダーとして活躍

その子は、1年生の終わりに県外に引っ越すことに
担任の先生はどうしても新学期のあの出来事が腑に落ちず
修了式の日、その男子生徒にあの出来事のことをもう一度尋ねると
その子はだまってきたまま、そして静かに口を開き
「先生なら、信用できるから本当のことを話します」と。

あのとき
斜め前の女子生徒は、小学校が同じで、おとなしく気が弱いせいか、周りからからかわれることがよくあったこと。その子の足元に、我慢しきれずに流れたおもらしに気づいたこと。それを先生に伝えれば、みんなが知ることとなり、この子の中学校の3年間はとうなるだろうと、とっさに考えたのが水をかけた理由だったこと

と、語る男子生徒の話聞きながら全く想像もしなかったその理由に
担任の先生は、頭を殴られたような衝撃を受けた…

ある教員の話より

この話は、1980年代の出来事であり、今の時代にそぐわない部分もあるかもしれませんが。しかしながら、この男子生徒の自分に何ができるか考えた行動、そして、その行動の原動力となる相手を想う気持ちには、考えさせられるものがあるのではないのでしょうか。

あらゆる差別の解消には、「差別は許さない」と行動できる人の存在が重要です。わたしたち一人ひとりが、「偏見や差別は許さない」という姿勢を子どもたちに示せるよう、確かな認識につながる学びを積み重ねることが必要なのです。ぜひこの資料を活用してください。



もっと学ぼう！



シリーズじんけん
(市報掲載)



みんなのねがい
(10・2月全戸配布)

大分市教育委員会 教育部 人権教育推進課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 (097)537-5651

2025年度版 発行：大分市教育委員会